

:: 指定管理者制度導入施設 モニタリング・シート ::

評価年月日: 令和1年8月27日

1 基本事項	
公の施設の名称	小山公園
指定管理者の名称	横山公園グループ運営共同企業体
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)
施設設置条例の名称	相模原市都市公園条例
施設の設置目的	公共の福祉の増進に資する。(都市公園法第1条) 市民の憩いの場及び市街地のみどりの創出を図るとともに、運動施設を有する都市公園として、スポーツの振興及び市民の健康増進を図る。
施設概要	小山公園(平成17年供用開始、2.99ha) : 芝生広場、管理事務所、駐車場、 近隣公園 スポーツ施設(スポーツ広場、ニュースポーツ広場)
施設所管課の名称	公園課

2 管理実績						
項目(単位)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数合計 [スポーツ広場](件)	1,614	1,500	1,523	1,521	1,414	1,458
利用者数合計 [ニュースポーツ広場](人)	32,248	52,046	48,403	48,028	40,190	44,933
利用料金収入(円)	5,090,582	5,110,100	5,286,120	5,127,050	4,890,200	4,662,700

3 成果指標の達成度	
指標名(単位)	スポーツ広場の年間利用件数 ニュースポーツ広場の年間利用人数
指標式と指標の説明	達成度(%) = 実績件数(又は人数) ÷ 目標件数(又は人数) × 100 実績件数は1コマ(2時間)を1件としてカウントする。 平成26年度の目標値は、東日本大震災等の影響に鑑み、平成24年度の利用件数(又は人数)をもとに設定した。なお、平成27年度以降の目標数値は、前年度までの実績を基に市と協議の上、指定管理者が自主的に設定することが出来る。

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スポーツ広場の年間利用件数	目標値(件)	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	実績値(件)	1,614	1,500	1,523	1,521	1,458
	達成度(%)		93.8%	95.2%	95.1%	88.4%
ニュースポーツ広場の年間利用人数	目標値(人)	30,000	30,000	50,000	50,000	50,000
	実績値(人)	32,248	52,046	48,403	48,028	44,933
	達成度(%)	107.5%	173.5%	96.8%	96.1%	80.4%

4 評価

指標名(単位)	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	C	スポーツ広場及びニュースポーツ広場については共に目標値に達しなかった。 ニュースポーツ広場については、東京五輪の正式種目に採用されたスケートボードや3×3バスケットボール等が利用できることから機運が高まっていることもあり、より利用者のニーズに即した運営に期待したい。
事業・業務の履行状況	A	施設の管理運営については、良好に実施されている。 提案事業についても指定管理者の強みを活かし、運動に特化した事業を実施しており、好評を得ている点も評価できる。しかし、都市緑化の推進に資する取り組みについてはほとんど実施されていないため、今後の実施に期待したい。
利用者満足度の向上度	A	高い満足度を維持していることは、評価できる。 また、数字には表れないが若い利用者との日ごろからのコミュニケーションにより、良好な関係が築かれており、小さなトラブルも減り、また、利用者目線に立った運営ができていることが感じられる。そのような日々の積み重ねにより、さらに高い満足度を得られるように努めていただきたい。
財務状況の適正性	B	予算の執行状況については、3年連続のマイナス決算となってしまっており、問題がある。支出の削減の努力は見られるため、自主事業を上げる工夫もみられているが、結果が伴っていないので、さらなる工夫や努力を期待する。 (グループ全体で評価)

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

モニタリングシート(3 成果指標の達成度)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【事業・業務の履行状況】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式1)における「評価」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 全ての評価項目に「**○**」もしくは「**△**」が付き、「**×**」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A: 全ての評価項目に「**○**」もしくは「**△**」が付き、「**×**」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B: 全ての評価項目が「**△**」である。
- C: 「**○**」と「**△**」のどちらもつかない項目が1つある。
- D: 「**○**」と「**△**」のどちらもつかない項目が2以上ある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式2)における「達成度」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 当該年度の達成度が110%以上
- A: 当該年度の達成度が100%以上110%未満
- B: 当該年度の達成度が90%以上100%未満
- C: 当該年度の達成度が80%以上90%未満
- D: 当該年度の達成度が80%未満

【財務状況の適正性】の評価基準

モニタリング基礎シート(様式3)における「3 指定管理者の団体本体の経営状況」の内容について、次の基準により評価する。

- S: 評価対象年度の決算における翌年度への繰越金がプラスかつ選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
- A: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
- B: 評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
- C: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、または選考委員会による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」とされた場合
- D: 評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行って(予定外の自主事業等へ対応した場合を除く)、選考委員会による意見として本体の経営状況に「重大な懸念がある」とされた場合

客観的評価として以上の基準によりS・A・B・C・Dを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

5 施設所管課による総合評価

コメント	<p>利用者との日ごろからのコミュニケーションにより、利用者目線に立った、より良い日常管理がされている点については大いに評価することができる。</p> <p>しかし、収支において赤字が大きく、グループ全体に影響が生じており、状況改善のための支出の削減や事業の見直し等は行われているが、結果が伴わない部分があるため、さらなる工夫や努力により赤字を減らし、黒字に転換できるよう、努めていただきたい。</p>
------	---

6 指定管理者選考委員会による評価

評価実施日	令和1年8月27日
コメント	<p>施設管理等については、非常に良くやっただいてはいるが、3期連続での赤字決算については問題がある。単体の公園としても黒字化の努力をしていただきたい。また、グループとしてもこの現実を問題視し、JVのあり方や予算の割り振り等を見直しをし、グループとして黒字に転換することを期待したい。</p>